井 上 円 了

の 足 跡

針

生

清

人

誌」全35号に、また全国巡講の詳細は「南船北馬集」全16巻にまとめられ(3) 活動を地方に広げることにあった。 れによる道徳の教化、向上というより具体的、より実践的、より民衆的な と国内巡講とによる社会的実践に向ったといえる。それは仏教の振興とそ たっている。そして窮極するところ円了の活動は修身教会(明治三七年) さらに日本の倫理学へと進み、それと関連して仏教の振興を力説するにい まる。しかし円了の社会啓蒙の仕事が進むにつれて、哲学から倫理学へ、 衆への解放と普及とを意図して哲学館を創立(明治二十年)したことに始 学)、それに哲学(従って一般に学問)が独占されているとして、哲学の民 まだ大学が 一校しかないとき (明治十九年帝国大学令 による 東京帝国大 井上円了(安政五~大正八年、一八五八~一九一九)の思想活動は、い この修身教会の 活動は 「修身教会雑

円了の思想活動を貫くものは 「官」に対する「私」、「国家」に対する

井上円了の足跡

地方の主体性に仏教の振興と道徳の向上を托したのである。 と主体性とによって自発的に計画され運営されるべきもので、円了はこの 行脚ともいうべき全国巡講であった。この小結社と巡講とは地方の独自性 させることであり、いかなる山間僻地の寒村であれそれに向けての啓蒙の としたのである。それが「修身教会」という小結社を自発的に地方に形成 意欲を喚起することにある。円了はこのことを道徳、宗教によって為そう 体制から常に切り捨てられる庶民に自発し、自ら精神的に向上、成熟する うことである。しかしそれは、単に庶民とともにあるということではない。 市井にあることはもちろんであるが、より積極的には庶民と共にあるとい 「庶民」の立場である。この立場を貫くための方法は国家の援助を求め ず

も同様のものといえる。しかもその意図が異なるところに問題があるとい 他は自由民権派による地方演説である。それらは何れも地方人心を把握し 重大な事柄にぶつかる。その一つは明治天皇による全国巡幸88回であり、 ようという意図の下で行なわれたもので、この意味からすれば円了の巡講 明治という時代をふりかえるとき、地方に向って「歩く」ということの

える。

設立に就きて」によっても伺い得る。いえる。それは『修身教会雑誌』に五回にわたって述べられた「修身教会日の時弊」として捉えるその時代認識、特に道徳面での危機感にあったと六年九月)に要約されているが、その設立を思い立ったのは、円了が「今六年九月)に要約されているが、その設立を思い立ったのは、円了が「今六年九月)に要約されているが、その設立を思い立ったのは、円了が「今六年九月)に乗りされているが、その設立を思い立ったのは、円子が「今次を表表のでは、「の場合」に対していては『修身教会設立旨趣』(明治三

唱したのである。 商売には、 修身道徳の一般に至りては、却て退歩した」ようであり、「今日の時弊は、 に予期される道徳の低下を危惧し、平和回復後のあるべき道徳の確立を提 風潮が顕著であり、それあるが故に、日露戦争中に修身教会を設け、 無宗教をうそぶくところが少なくない状況がある。特に日清戦争後、 ば」という風潮に加えて、「天罰天誅などは、仮説の方便」とするよ う な れ恩に背き、約を破り人を欺き、自ら一時の利を貪るを以て足れりとし、 は ではなく、偽智、 人皆智の眼あるも徳の足なきにあり」、そのような「徳なきものは真の智」 維新以来、国民の知識の発達も著るしいが、それは「智識一方に偏し、 「不具の国民たるを免れ」ない。ここで時弊といわれるのは、「義 を 忘 如何なることをなすも勝手なり、 政略を要するも道徳は無用なり、人は法律の罪人とならざる以 狂智、病躰の智、不具の知に他ならず、従って我が国民 人間万事金の世の中、金さへあれ 戦後 この

_

了は次のように要約している。維新前の国民道徳は儒仏二道によって「人道徳の頽廃は今に始じまったことではない。「道徳の退歩」の原因 を 円

層、 り、 る。 弊として捨てられ、「治心の術も修養の道」も抹殺され、極端な「西 洋 崇 であるが、維新以後、「儒仏二道排斥するに至り」、忠孝・仁義等は陳腐旧 とはなかったのである。今、 「文明開化」は西洋文明の産物を受容はしたが、 拝」によって国民道徳における「旧来の元子を悉く煎殺するに至」ってい をして其守る所を知らしめ、 ねばならぬとき、その根源を考究せねばならない。 「法律思想、 外套、紅粉、皮膚であって深層の精神ではない。 しかも西洋から輸入したものは「器械上の文明、物質上の文明」であ 政治思想、自由思想」であるが、これら は 西洋文明の表 日本が真に文明国の名に値するものを形成せ 向う所を誤らざらしむるを得」てきたところ 西洋文明の根拠を問 うこ 明治初期に叫ばれた

は之を遠ける方針を取る」かのようである。従って、西洋にあって人の精 維持するものは「耶蘇教」である。日本が輸入した西洋文明は「西洋人の 置も同じく学問世界の内に留まるものである。西洋にあって一般の人心を より外は」なく、 怪なことで「我国民には耶蘇教を蛇蝎の如く嫌ひし遺伝性ありし故と見る うに、「

西洋を

崇拝して

欧米の

文明を

悉く輸入」

しているところであるが 新以後の時代風潮が「欧化の主義、西洋崇拝主義、 精神より、自発自生せる」ものであるが、その西洋文明を「人心中に維持 を維持するに至」っていない。従って、輸入された哲学の我国における位 しその哲学は「学者の理想」を 支配するだけであって、「未だ一般の人心 して失はらざらし」めたのは耶蘇教の「教化薫習の力」である。 「耶蘇教だけでは世間一般に之を厭ひ、之を棄て」ている。 このこと は 奇 西洋の精神はその「哲学及宗教の中」に在るといわざるを得ない。 西洋から全ての学問を輸入するが、「独り宗教に至 りて 西洋狂」と称されたよ しか

を「教化薫習する力」をもつものは維新以後にはなくなっているというこ徳に対しては、何らの影響する所」がなかった。とすれば、日本には人心神を支配し、道徳を維持して来た哲学と宗教とは、「我国民一般 の 精神道

とである。

「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆修身道徳を目的」としていた我が国では、維新以後、「すべての学問が皆ります」となるであるう。

修身教会の設立と関連づけて、直ちに肯定しているのである。教育勅語によの頽廃の「挽回振起」のためのものとのみ見なし、円了自らが目的とするを授けしむる」ことになったという。円了はこの点では、教育勅語の発布を授けしむる」ことになったという。円了はこの点では、教育勅語の発布を修身教育の強化も臣民化の達成においた体制の目的を見ずに、単に道徳の頽廃の、近には、特に重きを修身に置き、全国の学校をして、毎週徳育の租廃の、近路においては「世の普く知る所」であるからこそ、以上のような道徳の頽廃については「世の普く知る所」であるからこそ、

当然、教育勅語の内容を解説、教示することが必要である。 それ故当然、教育勅語の内容を解説、教示することが必要である。 それ故当然、教育勅語の内容を解説、教示することが必要である。 それ故当然、教育勅語の内容を解説、教示することが必要である。 それ故当然、教育勅語の内容を解説、教示することが必要である。 と門了は始めて道徳の本見について懐疑的であり、「勅語の海の治のと能わ」ざる実際がある。 いうならば、「今日にては勅語は形式の上すこと能わ」ざる実際がある。 いうならば、「今日にては勅語は形式の上すこと能わ」ざる実際がある。 いうならば、「今日にては勅語は形式の上すこと能わ」ざる実際がある。 いうならば、「今日にては勅語は形式の上すこと能わ」ざる実際がある。 では、 大家化の国民の実行上に及ほれ、儀式のある毎に謹んで奉読せらるゝも、 其感化の国民の実行上に及ほれ、儀式のある毎に謹んで奉読せらるゝも、 其感化の国民の実行上に及ほれ、儀式のある毎に謹んで奉読せらるゝも、 其感化の国民の実行上に及ほれ、儀式のある毎に謹んで奉読せらるゝも、 其感化の国民の実行上に及ほれ、 後式のある。 というところである。 それ故当然、教育勅語の内容を解説、教示することが必要である。

しかし、学校における道徳教育についても円了には疑義のあるところである。確かに国民の道徳の維持を果すのは「学校に於て授くる所の徳育」が存するにである。確かに国民の道徳の維持を果すのは「学校に於て授くる所の徳育」が存するにすぎない。それ以外に「国民の道徳教育を授くる所」はないのである。しかしその尋常小学校での「修身教育は、修身の基礎を作るまでにて、未だかしその尋常小学校での「修身教育は、修身の基礎を作るまでにて、未だかしその尋常小学校での「修身教育は、修身の基礎を作るまでにて、未だかしその尋常小学校における道徳教育についても円了には疑義のあるところで

=

た徳目についてみると、「夫婦相和シ」、「博愛衆ニ及ホシ」、「公益ヲ 広 メ尋常小学校で授ける徳育の教本であると円了が述べる教育勅語にもられ

の改良をなすには「小学卒業後に、修身教育を継続する方法」を講じ、「家 いて果している教会の役割である。 効力は学校の修身より多」いところのものに着目する。すなわち地方にお それらは学校の徳育を助成するどころか却って破壊の恐れすらある。 外に「家庭教育と社会の制裁」が必要となる。この二者に関していうと、 世務ヲ開キ」など小学児童に理解し難いものがある。さらにいえば、 るともいう。 である。 ている教会の役割に代わる修身教会の設置によってこれを行おうとするの 何たる、 庭教育に先立ちて、 は外遊の経験から、西洋には「学校以外に修身を教ふる処ありて、 いわざるを得ない。従って知育と徳育を両立させるためには、学校教育の が、「智能は啓発し易く、 徳器は成就し難い」という欠陥を有してい る と る」ことは困難である。 それらは欠けており、 社会の改善の必要、変事に対する国民の心得など教えるべきものは多いが の道徳、 「修身教会を設置して、 また、 教育の何たるを知らしむるを要する」が、地域社会において果し 社会の公徳、 我国の宗教家の伝道布教は現世の道徳に重きを置かぬので 其父兄を教育することを要す。即ち其父兄に、家庭の 国家の観念、海外事情および国際関係、風俗の矯正、 教えるにしても 「十二歳未満の 児童に 了解せしむ 仏教其物が、現世に益する所あることを知ら」しめ(12) しかも学校教育は智徳の健全を目的としてはいる 日本の現状を考えるとき、家庭、社会 而も其 実業 円了

身教会雑誌』の寄稿論文も教育勅語の徳目の解説に終ることはなく必ずそ述べている。しかし、円了の実際はそう単純ではないように思われる。『修それに関する著述も多く、修身教会の目的もそのことに定めているように円了は確かに教育勅語を単純に肯定し、教育勅語の普及者を自称して、

こそが目的であって、教育勅語はそのための手段でしかない。 仏教の話であって、忠孝に関わるところは少い。円了にとって、仏教振典教育勅語の普及者の著述かと思われるところであるが、その内容は終始、の解釈を広げるところであり、著書『仏門忠孝論一斑』(明治二十六年)も

信義、 ざるを見、徳義の衰ふるを察し、 家を富強ならしむる」ものであって、 く「小にしてはよく其身を修め、其家を斉へ、之を大にしてはよく社会国 勅語で教える「忠孝」は、 はない。それ故、「民力を養ひ国勢を隆ん」にすることができないの 忠にして、平日の忠にあらず、其孝たるや極端の孝にして、 及ばざる所あるに由る」からである。忠孝については一般に熟知されてい にいたっては西欧のはるか下にある。それは「我国民の道義徳行の彼れに 了の活動内容は仏教の振興を通しての道徳の活性化にあったといえよう。 振」すなわち仏教の不振については直接に語ってはいないが、その後の円 とが、「今日の急務」だとしたことにある。 き、爾来之を輓回せんと欲し、……各地方に於て修身教育を設置」するこ 膺」するのではなく**、** いて、勅語などによる政府主導の「忠孝」に対して、単にそれに「拳拳服 「忠孝の未だ其意を尽くさざる」ところにあるといえる。 円了はここ に るが、軍人勅諭、教育勅語、 要するに、修身教会の設立は、 維新以来の「百般の進歩発達」には見るべきものがあるが、「国勢民力」 博愛、自重等の諸徳」を含むものだという。 庶民の日常生活に対応するものに解釈し直している。 単に戦時の極端な例で示されるようなものでな 教科書等で教える「其忠たるや多くは戦時の ……国家将来の為に聊か憂慮する所あり 「日本全国を巡遊し、 その中に しかし此処では「地方宗教の不 「倹約、 これらは庶民の日常生 地方の宗教 勉強、 通常の孝」で の 振は お

活上の徳目であるが、これらの諸徳の実行において西欧に劣るというのではなあり、それ故、「今日の急務は此諸徳を養成する方法」を講ずることに ああり、それ故、「今日の急務は此諸徳を養成する方法」を講ずることに あたば、軍艦購入、国有地の造成、皇室財産の肥大化のために地租改正を強行して苛斂誅求をなして農村を疲弊させて来た政府によるのではないのか。しかも農村の自立はその後も、篤農家たちの努力とより一層の苛酷な労働しかも農村の自立はその後も、篤農家たちの努力とより一層の苛酷な労働しかも農村の自立はその後も、篤農家たちの努力とより一層の苛酷な労働とによって、かろうじて果される自力更生にのみまかされているのではないのか。

Ц

二月十七日から開らかれた地方官会議の席上での発案によって「教育勅語 事項となっていたが、国会開設が予定されていた明治二三(一八九○)年 徳育の重要性が主張されている。それ以来、徳育強化が地方官会議の懸案 弾圧の強化があり、 日芳川顕正文相によって「殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ会 十日、第一回帝国議会召集(十一月二五日) の作成が始まったとされている。(ユン) 集会条例の改正(政治結社の支社設置、結社間の連合の禁止)による民権 (明治十四年) して以来、自由党、立憲改進党等の政党樹立あいつぐ中で、 そもそも「教育勅語」 地方官に対して軍備拡張の詔勅が下され、それと共に地方官会議では 井上円了の足跡 朝鮮京城には反日暴動(壬午事変)が起る。明治十五 の作成は、 元田永孚、 国会開設の 時期を明治二三年と決定 井上毅らの手を経て、十月三 の直前に発布され、翌三十一

> 内村ともども免職となった。 これを契機に キリスト 教攻撃が起り、 所アラシムヘシ」という訓令がなされた。それは一見、学校における道徳 集シテ勅語ヲ奉読シ且意ヲ加ヘテ淳々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スルノ 「国民に吾人の平常守るべき諸般の道徳を知らしめ且つ行わしむる」ことに(ほ) 「宗教と教育の衝突」となって行くのである。ここでの問題は、教育勅語 制国家によって強行されることを意味するものである。従って、 「我ヵ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ」に始まる道徳の徳目が天皇により下賜 さ れ 設の直前に発布したのかを考えるとき政治と無関係ということはできない。 教育を目指しているように思われるが、その作成の背景、 あったのである。 て勅語の 意図にある 臣民化を計ることに 加わるのではなく、 なものではない。円了は「教育勅語」の普及者を自認するが、それは決し 道」が必要だというのであるが、それはもとより国家が要求していたよう 含めて「国民の道徳を維持せんと欲せば、 由で起ったのが「内村鑑三不敬事件」であり、内村を弁護した木村駿吉も が行なわれたが、そのとき「勅語」に対して深く拝礼しなかったという事 年十二月二十五日に下附された第一高等中学校では、翌一月九日に奉読式 に天皇に対する「不敬」という形で封ぜられるのである。 に対する批判、反論は道徳上の批判、論争となり得るものではなく、直ち たということは、道徳の価値、 よる道徳とその教育が形骸化したということであろう。円了はこのことを 徳目の優先順位、忠孝の絶対性が既に天皇 必ず学校以外に 修身を教ふる 特に帝国議会開 教育勅語発布同 あくまでも 教育勅語 所謂

は微弱であり、これに道徳教育を一任することはできぬが、道徳教育には円了はそのために次のようなことを提案している。⑴我国の宗教の勢力

置を考えるべきであること。⑨我国には未だ図書館の充分なる設置がない 害ともなっているので、相互に一致協同して国民道徳に力を尽すべきこと。 する中流以下の人から道徳教育を始めるのが適当であり、 通信のため「修身教会雑誌」を発行して、 よるのであり、 方村落から始め漸々都会に及ぼすべきこと。印修身教会は各町村の自治に 立って青年の性質気風を矯正する必要があり、「工場教会、病院教会」の設 従って「坐食」を好み、 僧侶と教員を講師とする。 (6)修身教会の組織は各町村一同の協議により、 世間の道徳教育に任ずべきこと。 に宗教の力を借りるのがよい。 宗教が必要なので、 一国の道徳は国民の多数によって成立つのであるから、 僧侶によって修身講話を行わせる。 これによって町村一般の風俗習慣を改新すべきこと。(8)教育の進むに 修身教会=寺院に図書館を設置すべきこと。 本部を置いて統轄する必要はないが、各教会の連絡、 宗教を改良する。 「力食者を減ずる」傾向があるので、実業教育に先 ⑦結婚式等も修身教会の席で行ない、冗費を省 (3)国内到るところに存する寺院に人民を集 (5)宗教と教育の対立衝突が社会道徳の妨 宗教の改良は宗教人の改良である。 似仏教も世間教、世間道を説き、 その必要に応ずると共に講話材 すべて町村の自治にまかせ ⑩修身教会の設置は地 その目的のため その大多数を擁 教会

自ら全国を周遊し、各地に於いて細説詳述」すると覚悟の程を述べてい採っているということである。そしてこの修身教会の趣旨について「余は定しつつ統合の道を辿っているのに真っ向うから対立する小結社主義をこの提案のうち、⑥の各地方町村の自治によるべきとの提案は重要であこの提案のうち、⑥の各地方町村の自治によるべきとの提案は重要であ

恤兵献金の奨励、

後援内助の方法の開示」

のため、

修身教会設立が必要だ

料等を提供する。

五

する」ことにあるというものである。 ちの15編である。また「円了談叢」という雑文百十六篇のうち「日露比較 歓迎す」(二四号)である。これは三六号までの円了の 執筆総数9編のう 「我海軍の大捷を祝す」(十八号)、「戦勝の結果」(十九号)、「凱旋軍隊を 戦争と仏教の関係」(八号)、「誠心の話」(九号)、「忠孝の話」(十号)、 話」(五号)、「武勇の話」(六号)、「信義の話」(七号)、「質素の話」「日露 諸士を送るの辞」「軍人勅論の話」(三号)、「忠節の話」(四号)、「礼儀の るものが若干ある。「日露開戦と修身教会」「義勇の話」(二号)、「出世軍人 筆、講話の内、日露戦争、 に先立って刊行された(二月一日)。このことに影響されてか、 にしても、兵士のそれを語るというよりも学生の義勇奉公は「学業を研習 「従軍者を送る」「文武二道」「義勇奉公」がある。 修身教会雑誌」は日露戦争 軍人勅論、教育勅語の軍人に関わる徳目に関す (宣戦布告明治二七年二月十日) しかしこの「義勇奉公」 円了の執 に少ずか

各国形勢、 するの急務を述ぶ」(二号)では、 できよう。 の、勅語に関わるもの、 円了の執筆したものは大別すると、 ─修身教会関係の論述。 義勇の心得、 啓蒙に関わるもの、戦後経営に関わるものに区分 勤倹の注意、 (1) 「日露開戦に際して各地方に修身教会を設立 「露国の国情、 修身教会の設立と普及に関連するも 報国の本分、 日本の国躰、 義勇奉公美譚の紹介、 海外状況

教会は国民道徳を奨励するのが目的であるから教育勅語を教本とせねばな 進め、 平和の戦争が始まっていることを指摘しながら、 時必ず残忍苛酷の風行はれ喧嘩殴打殺人等が流行するに相違ない」「戦後 て其弊を未然に防ぐ」 必要がある。 「祝勝会の好機を利用すべき」 馴致して風俗道義の破壊を招く恐れ」があるから、「今より教会を 開設 てが本山である。 るといえる。 り両者を接合するものであるから、それに相応する「本山と本尊」を有す せるのである (「戦争の話」二七号)。(4)修身教会は宗教と教育の両端に跨 て「個人及び社会の理想を実現する」というように、話題を道徳に収斂さ 方は個人及社会の利益と幸福とを増進するを目的」とし、この両者を合し 設くべし」九号、 にあるとして実業社会の徳義の振起を論じている(「工場内に 修身教会 を 奨励している(「美学研究の必要」 の経営として社会の改良、風俗の矯正、 (「修身教会の開設の好機」二二号)。 らかれようが、 と述べる。 る「客観的本尊」 「内界の方は良心を開発し、人格を完成するを目的」とし、 一身を処するものなれば、良心」すなわち主観的本尊である。 戦後の道徳頻廃に目を向けて予防を説くのである。 「戦後 は 一 この種の主張は、 が、 しかし円了は戦争に便乗し好戦的言辞をはくものではない。 その日は「飲食、遊興の必ず相伴ふあり、其風漸く流伝し 修身教会は各町村の自治によるのであるから各教会は全 「実業道徳談」十五、十七、十八号)。さらに、農工商の の別がある。 本尊には心の内に立てる「主観的本尊」と心の外に立て 戦後にも向けられる。 修身教会の本尊は「吾人の良心の命令に従 十二号)。また戦後の経営は実業の発達 これは確かに日露戦争を利用して い 道徳の振興が急務」として美術を 話題を「人事の戦争」に 凱旋の日は祝勝会が開 「外界の である 修身

> らぬ。 修身の理想が修身教会の 本尊だとされる。 円了の哲学からすれば、それは「真如」であろう。 心を個人道徳の原点となし、それによって教育勅語を超える世界共通の ことである。 て「裏面」が意味するのは「世界共通の道徳を実践的に講究する」という 「国民の道徳の振起、実に日本特殊の道徳」ということである。それに対し のものである。これに対して教育勅語に欠けている、 は教育勅語に従い皇室に対する忠を説かざるを得ぬがそれは実際的、 本源」であり「宇宙の実体」である。この両者は「絶対の一元」 を示した」ものであって、「修身其物の理想上の本山及び本尊」は「物心の と本山」七号)。以上のことは修身教会の「実際上に於ける本尊 と 本山と にして、 ては、皇室」が客観的本尊である。それはいうならば「表面の本尊は皇室 人類に普遍の道徳を説くものとする。誠に重要な主張といえる 勅語は忠孝為本の道徳が示されたものであるから、 裏面の本尊は良心」であるということである(「修身教会 の 本尊 教育勅語が臣民化を目指すものとするならば、 その「表面」が意味するのは これには、 人間に普遍の良心、 「我等臣民 に 修身教会は 臣民として であり、

清韓に伝えて入会を勧めるに至るのである。(5) 外諸国に取」ることになるが、遠い西洋諸国に共通する道徳よりは、 き」だと主張するのである。 国に共通する 儒仏によって おいて海外に軍事的に進出し、 教会を拡張して清韓両国に及ぼさんとす」八号)。 近いところの「東洋就中日清韓三国共通の道徳」を取るべきである(「修身 この「裏面」の意味するところからすれば世界共通の道徳の「模範を海 「彼此互に相連合して、 この主張に基いて、 後の侵略の道を開くその時期に、 円了は修身教会の旨趣を 日清、 道徳の 振興を計るべ 日露 0) 円了は三 両戦争に 先ず

Ľ を 誌 特色」 れば、 ているのは「心」だという。「日本人の心の畑に植えてある」と答える。そ は 「徳ヲ樹ツル」というように徳を樹木に喩えていることから、その「徳の樹 う考えねばならぬ異様な口調である。 以って、 文体を取っていることである。何故であろうか。円了は哲学者として外国 によって受け入れている。 家血族の間柄」だという家族国家観に立って忠孝を「家訓」、 分れたもの……皇室は君主の家にして又先祖の家、……皇室と国民とは一 る国……皇室ありて後に人民が出来たので、其人民は皇室の分家末孫より より定め給へるが如きは、 との理解に立っている。国民の守るべき忠孝二道を本とする道徳を「皇室 有せる道徳までも、 に肯定しているように見せながら、 ならぬとき、偉らぶった口調をとらねばならなかったのではないのか。 人の理解をこえる点を「日本の日本たる特色」といわざるを得ぬことを恥 「旧来の事物と入り変り新しき日本国が出来」たことによって「日本に固 口勅語関係。 不合理を押し切るために、 に執筆しているなかで、この教育勅語の場合にのみ、例えば、「家訓 何れの地に植てあるか」と問うているからである。その徳が植えられ 我々国民が守ることになるのぢゃ」というように「……ぢゃ」という だとし、それは日本が「皇室を中心とし根本とし基礎として建てた 如何にも不思議の様に思はるゝことなるも、此点が日本の日本たる しかも語らねばならぬことを語り得ず、語り得ぬことを語らねば 教育勅語については、 一時はなくなりさうの勢い」であったため下賜された 世界万国に比類なきことにて、他国の人より視 ただ注目すべきことは、 文学博士、哲学館大学長の権威、 その眼目は「徳の一字」にあるとし、 そう考えるのは、教育勅語を絶対的 維新以来、西洋文明を受容したため 数多く 「修身教会雑 自然の 感情 肩書きを

して徳の成長発育には「雨露、肥料」が必要であるが、それは神儒仏三道して徳の成長発育には「雨露、肥料」が必要であるが、それは神儒仏三道われる。

国であったのであろうか。 要を論じている。 象が余り狭隘に過ぎて、怒り易く立腹し易く衝突し易きの弊」あるは不思 「喧嘩」にふれて、 教、 日本人の気質に屈曲、 議として述べ、また欲心から出るものではない学生のストライキを論じて いるが、ここでは一つの論述にのみ限ることにする。 || 啓蒙に関して。 喧嘩、風俗、 何れにしても、 虚礼、 戦時中に、日本人は「戦争的国民と評される、武勇の気 このことについては、 小人的、 迷信などについて述べている所であるが、 小国的雰囲気を認めて大国的気象を養う必 円了にとって日本という国はどのような 円了は実に多くのことを語 それは日本人の無宗 うて

六

たのだろうか。 円了が生きる明治という時代、日本という国家はどのようなものであっ

くが、この矛盾を止揚するのは「天皇」であった。確かに、明治という時代の基調であり、この矛盾はそれ以後、国権派と民権派の対立となって行途を歩んだといえる。この「復古」と「開化」という矛盾が明治という時明治前半は「王政復古」と「文明開化」をスローガンとして新体制への

会、市民意識、国民国家の形成に向うものはなかったのである。 を為し得なかった。「文明開化」という語ですら輸入のものであって自発 のものではなかったが、その「文明開化」の目指したもの、そしてその結果したものを見るとき、「文明開化」という語ですら輸入のものであって自発 果したものを見るとき、「文明開化」の原語である Civilization にそぐわ 果したものがある。決してそこには、西欧近代が生み出した個人主義、自由 ないものがある。決してそこには、西欧近代が生み出した個人主義、自由 主義、政治的自由(言論・集会・結社)、民主化などに支えられた市民社 主義、政治的自由(言論・集会・結社)、民主化などに支えられた市民社 と、市民意識、国民国家の形成に向うものはなかったのである。

業の始に原」くこと、「至当の公議を竭」すこと、「旧来驕惰の汚習を洗」 うことが謳われた。ここでも「旧弊御一洗」が謳われるが、それは旧幕藩 日)によって古代的な天皇親政にもどすことを目指すが、それは「神武創 応四年三月十四日)の「広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ」の「公論」 ことも、大名諸侯を会して天神地祇を祭ってなされた「五箇条の誓文」(慶 **う所は「国民」ではなく「臣民」化であった。西欧に習う「公議を竭」す** 下の「藩民」を「国民」にすることを意味しているはずであるが、その向 旧幕的なもの一切を「旧弊御一洗」することはとりもなおさず、旧幕体制 体制に連るものをいうのであって、「文明開化」がいうのとは異質である。 すべきものにして、 して庶民を含むものではない。「徴士貢士の制」(慶応四年二月十日)より 人材登用がはかられたが、それも「此の貢士なるものは国々の国論を代表 そもそも、 字面の上では民主的なもののように見えるが、全くそうではなく、 明治新国家は所謂「王政復古」の大号令(慶応三年十二月九 新政府は封建的代議政体を実行せるもの……一藩に推 ま

体制は、 神とを司牧せしめたまひ、……而して土地人民悉く朝廷に帰し、 庶民の生活苦を生み出した幕藩体制を「旧弊」として現実的に否定したの ヲ累ネ、貧者ハ益窘急ニ至リ候趣、畢竟政令不正ヨリ所致」という形で、 のではない。しかし人民を新体制の中に取りこまなければならないのであ のと見られているのであって、庶民を含めての真の「公論」を形成するも されたる雄才を以て、新政府の勢力を作り、之を以て各藩を鎮圧」 ある。 浄性、天下平治と現在の生活苦に対する無関係性とに求めている。そうで である。そしてそれは、「太祖神武天皇既に天下を定めたまふや、……人と る。それ故、「王政復古」の諭告では「近年物価格別騰貴……富者 ハ 益富 治まれり」ということと結びついて、天皇体制の正統性の根拠を古代の清(トン) 「天子様」というエモーショナルなものとして現れているのであって、そこ あるかぎり、神話に癒着する歴史の上限の清浄性と下限の間の歴史事象は る。 唯一の方法であった。 歴 親政を徳政的に理解し、そう理解させようとしていたといえる。 最も庶民的な関心である「物価騰貴」を掲げるしか途はなかったのであり には政治的君主としてではなく、神話的権威、家父長的権威があるだけで 皇像は「住民塗炭の苦るしみ」に「宸襟を悩ませ」ている「民の父母」、 全て汚であり、悪である。 [史に内在する単なる思想としての「天皇」を庶民生活の中に実体化する 親政が幕政を否定する論理を現実的なものにしようとするかぎり、 歴史上の悪を清浄化するものとされる。それ故、ここに現れた天 庶民もそれ故に、「世直し」を期待していたので 歴史の下限に正統として位置づけられる新天皇 それが、 するも

庶民の反応はあくまでも生活的であったといえる。 「今農事にもとり か

体的実行を願っている。 百姓のなんぎになり、国産のじゃまにもなり」と、当時の新聞は戊辰戦争(3) になったとき「世直し一揆」等が激発するのである。 民はありがたき皇化に沐浴し、太平の御代をたのしませて」欲しいもの、 的ですらある。そして「主上のまことのおぼしめしをも万民にしらせ、 のおぼしめしにはあるまじき」として、 おもむきおふれにはたびたびおほせいだされたれども、……まことの主上 に対する庶民の反応を明確に伝えている。 カゝ 「はやくもとの太平にしてくださいまし」と、徳政的期待をもって、その具 り またかひこのいそがしき折からに候へば、戦争のはじまりますれば しかしそれが期待されたものでないことが明らか 戦争を嫌悪し体制的発言には懐疑 それは「ふかき御仁恵の叡慮の 万

七

新政府は「天下の権力すべてこれを太政官に帰す。すなわち政令二途に出ずるの患なからしむ」と政体書(慶応四年)によって中央集権政府たることを宣言したが、それは従来の分散、孤立していた藩民意識を統合することが前提であるがその鍵は「天皇」であった。しかしいまだ藩民意識がことが前提であるがその鍵は「天皇」であった。しかしいまだ藩民意識がるかを直接人民に教えねばならなかった。そのために行なわれたのが天皇るかを直接人民に教えねばならなかった。そのために行なわれたのが天皇るかを直接人民に教えねばならなかった。そのために行なわれたのが天皇るかを直接人民に教えねばならなかった。そのために行なわれたのが天皇の巡幸である。

収攬するものであった。それが巡幸の果した役割である。しかしその巡幸起するため、庶民的な、いわば土臭い地方に「天皇」を土着させ、人心を魂」の顕彰を行ないながら、天皇が常に身近かに存するとのイメージを喚速 巡幸は途々物価騰貴に苦るしむ庶民生活を見、孝子節婦等の表彰、「忠

いる。

・文校を歴訪する性格を見せている。それに応じて「天皇」の性格も変って学校を歴訪する性格を見せている。それに応じて「天皇」の性格も変ってり一層政治的効果をねらったものとなり、民権運動、地租税反対運動の昂り一層政治的効果をねらったものとなり、民権運動、地租税反対運動の昂り一層政治が対して、当初の孝子等々の表彰から、よ

意味のものである。

意味のものである。

一句れにしても、天皇の巡幸は「それ自身が天皇の権威とありがたさを、だいに人民にしみこませる政治的、思想的デモンストレイションであっまた水災、兵火などの罹災者に見舞金を分け、あるいは稲刈りの農民も、また水災、兵火などの罹災者に見舞金を分け、あるいは稲刈りの農民も、また水災、兵火などの罹災者に見舞金を分け、あるいは稲刈りの農民も、また水災、兵火などの罹災者に見舞金を分け、あるいは稲刈りの農民も、

範な豪農層から農民を主体とする民主化の運動へと高まる民衆、「私」、 構、 る。 れを一層深化、 自主独立の運動であったといえる。 主々義の根本となし、人民の力によって国の独立を達成維持しようとする 側の運動があり抵抗があった。それは人民の自由と平等の確立を以って民 正反対の一揆、民撰議院設立をめぐる士族民権家指導の運動、やがては広 が とから成り、それらを保障するものとしての軍事、警察、 「公」の側の動きであるのに対して、世直し、 新体制の創成は、 その時々の政治問題 収税機構を整備、 展開して下流市民、農民にまで拡大して行く民権運動であ 天皇制を主軸にした中央集権的官僚機構、 拡充し、全国土全人民を政府が画一的に支配するこ (国会開設、 それは民撰議院設立請願運動以後、そ 憲法、 地租改正、徵兵、条約改正、 徴兵、義務教育、 治安立法の強化 地方統治機 地租改 の

ある。 開拓使払下げ等)に対応して、その運動形態と指導者層及び主体とが変わ 進むものであったといえる。 運動期の天皇の巡幸も民権家の地方遊説も地域の指導者たる中小豪農の奪 さである。演説会に集まる農民の増大は農民の自覚の高まりを示すもので ねばならぬのは、 となったものは、 や簡単に天皇体制にからめ取られぬ農民がいるのである。 がったことが重要である。その基底には専制政治に対する批判があり、 ることがあるにしても、その現実の運動エネルギーが次第に底辺にまで広 い合いであったといえよう。 豪農的立場に立った為、 しかし民権家はこの自覚的な農民大衆と連帯するよりも自らの士族 新聞、雑誌、著述、演説などであるが、此処で注目され 各地に小結社が多数できたこと、地方遊説のその数の多 民権運動は結局は失敗する。いうならば、 これに対して、円了の巡講は農民大衆の許に 民権運動の武器 民権 今

流行、新聞社の発展をもたらした。樹立の目標が諸運動を結合していたといわれる。その政治状況が演説会の樹立の目標が諸運動を結合していたといわれる。その政治状況が演説会の明治十年代の政治状況は絶対主義的な国家の変革=国会開設=立憲政体

って地方団結を固め、 代表した。これは在村的潮流の進出を示すもので、 関東一円の遊説回数二五九回と数えられている。 カ月に東日本九県一一五回、また東京在住民権派ジャーナリストの東京外 十一月十日) 「国会期成同盟」を発足(明治十三年三月) させたが、その第二回大会(同年 を設立し、地方遊説を重ねた。 沼間守一の嚶鳴社は 各地に支社 は、 二四府県六七名が集り、全国十三万五千の請願委託者を 人民憲法草案作成の方向に向ったのである。植木枝(3) 明治十四年十一月から十五年六月の八 (明治十三年、 国会開設請願の 運動は 所謂豪農民権運動とな 東日本に二九

井上円了の足跡

税廃止、 取りこみ、人民の深部にくいこもうとするための攻めぎ合いであった。 望家であり、 六七五名をかぞえるのである。この運動を指導した多くは各地方の豪農名(A) げられ、十五年夏にかけての全国演説会の開会数は一八一七、演説者は七 員の反政府運動も激発した。自由党結成後、 例改正、請願規則)の激化を伴うものであった。が、これに対する自由党 急ひ、事変を煽し、国安を害する者あらば、処するに国典を以てすべし。 た。「政府が幾何の改革を為すも、 と増税を軸とする松方財政強行の中で没落に頻した農民の「地租軽減、 政府の弾圧は熾烈を極めた。 かし、民権派が底辺民衆エネルギーを吸引し、 特に茲に明言し、爾有衆に論す」とあるように、 れを打開するため、 このような人民主権に立つ政治意識の昂揚を政治危機と捉える政府はこ (明治十四年十月十二日)。 しかしそれには、「若し仍ほ故さらに躁急を 徴兵令廃止、 天皇巡幸も民権派の各地演説会も、これらの名望家を相互に 明治二三年を期して国会を開設する旨の詔勅が出され 貧民救恤、 自由党員による蜂起が相いつぎ、デフレ政策 質地返還」を要求する農民蜂起も激発し 幾多の法制を改むるも、 41府県に一四八の政社名があ 政治力とすることに対する 民権運動の弾圧 民間党の 希望 (集会条

明治二十年を以て其極点に達したり」といわれる。と、制度政略の名により知られたる政治上に於ける貴族的保守的政略は、のありて、欧化主義の名を以て知られたる社会上に於ける貴族的急進政略のありて、欧化主義の名を以て知られたる社会上に於ける貴族的急進政略のありて、欧化主義の名を以て知られたる社会上に於ける貴族的急進政略の結果として、一に外人の歓心を買はんとして為され、凡べての政略は自由主集として、一に外人の歓心を買はんとして為され、凡べての政略は自由主なるものは一分も行はれず、皆一挙して条約改正を遂げんとする政略の結果として、

Л

利を上書するなど、 すべし」と述べ、後の憲法の骨格をなす天皇不可侵によって、 請願の自由の範囲の外に出る者とし、 或は後に於て敢て憲治の親裁を異議するものあらば、 大臣伊藤博文は、 国公使に通告するに至った り推進された条約改正案に対しては司法省傭のボアソナードがその危険不 ひにより社会の秩序を調へんとする」ことである。 徴されるものである。 心を買ひ、速かに条約改正を遂げんとせる」ことで、所謂「鹿鳴館」に象 て臣民何人か敢て之を私議することを得んや、今の時に当り憲法発布の前 んとするは、是れ神祖以来国体の大事にして皇家継述の宏謨に係る。 遠不侵の地に置き皇室の乾綱を維持し、下臣民に向て代議の権利を附与せ 貴族的急進政略」とは 又は教唆するものあらば治安を維持するが為に臨機必要なる処分を施 地方官会議において「抑も我国に於て上祖宗の神器を永 政府内外の反対にあって条約改正会議の無期延期を各 また「貴族的保守政略」とは「法文により宮廷の勢 「日本の物質的の進歩を示して、以て外人の 歓 (明治二十年七月二九日)。 これに対して 総理 若し或は此を以て名として暴動を謀 しかしこの両政略によ 断じて言論集会及び 言論の自由 而し

> これらの圧制手段を準備した上で、 きいほど弾圧は大きいといいうる。 由を附与されて臣民となったということである。これは植木枝盛の「日 作る土台としての市民及び市民権ではなく、全ては「法律の範囲内」で自 「憲法二一章臣民権利義務」 に要約される。そこに要約されたのは 憲法を 日)し、 篤助、 て租税及兵役の二大義務を尽すことを怠らしめず、以て帝国忠愛の臣民た 及未来の為めに国光を維持することを務めざることを得ず、 長計を問うときは、我が国民は重荷を負担し、重苦を忍耐して、 れた臣民化の道は教育において最も顕著である。 国憲按」の各条に示されるような「人民とその権利」の差が大きければ大 法が総理大臣黒田清隆に授けられたのである。憲法の目ざしたところは、 は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し」と勅語が朗読されて、 公布(明治二十年十一月二五日)の翌朝には、片岡健吉、尾崎行雄、 することが臣民たることの証とされたのである。さらに続いて保安条例の ることを証明せしめ」よというのである。「重荷を負担し、 を断固抑さえこむことを命じた。さらに語をついで「宇内の大局と国家の 竹内綱ら五七〇余名が東京から追放あるいは拘禁されたのである。 憲法草案の審議が進められ、明治二二年二月十一日、「我が臣民 様々な形での弾圧機構を備えて強行さ 枢密院を設置 (明治二一年四月三〇 重苦を 忍耐」 故に人民をし 以て現在

が閉ざされていたその翌年にである。その意味するところは大きいといえされたが、これが日本における唯一の「大学」であり、多くのものには門たのである。明治十九年帝国大学令によって、東京大学は帝国大学と改称円了はこのような政治的、社会的激動期の明治二○年に哲学館を設立し

る。

昂揚に対応して、伝統文化重視の姿勢もうち出されるところである。円了 典歴史等の知識を教授することになる(十八年まで)ように、民権運動の 二科とした。この改正は日本在来の伝統的文化を擁護、育成することに加 択スヘキ所ナリ」ということであって、国学(皇学)を中心とし、漢学、 西洋ノ格物窮理開化日新ノ学、亦皆是斯道ノ在ル処、学校ノ宣シク講究採 学校の創設旨趣は、「神典国典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ、国体ヲ弁スルニアリ。乃 所)と医学校(医学所) はこの時期に西洋哲学を学んだのである。 えて、近代化を急ぐときに要求されていた西欧技術文明の輸入に傾斜して 漢学を従属的に位置づけている。しかし、明治十年四月、東京大学となり 校)」の目的は、「神典国典ニ依テ国体ヲ弁ヘ兼而漢籍ヲ講究シ、実学実用 洋学をも含む総合大学とを目指しての設立にあった。しかし、「大学校(本 チ皇国ノ目的学者ノ先務ト謂フベシ。漢土ノ孝悌彝倫ノ教、治平天下ノ道 を改称、明治一年六~九月)を「大学校(本校)」とし、開成学校 いた大学に西欧近代を生み出した形而上学的文化の導入を行わせることに 文科大学が新設されるとき、史学、哲学、政治学を第一科、 ヲ以テ要トス」ることに置いて、国学を根幹とした「国体弁明」を主とし 治 しかし、明治十五年には古典講習科(三年制)を設置し、 政府による大学創設は、幕府から継承した昌平学校(昌平坂学問所 を「大学校分局」としたことに始まるが、この大 和漢文学を第 和漢の古 (開成

であった。

た。これは一見、高踏的なニュアンスを示してはいるが、その実体は大学ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トス」(第一条)ることを規定し明治十九年の帝国大学令は、「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル学術技芸

井上円了の足跡

設立されるまで、東京帝大が日本唯一の、官立の、したがって官許の大学明治四十年東北帝大、明治四三年九州帝大が日清戦争後の産業化のために主義とを制度化したことになろう。この三つの傾向によって、大学をして主義とを制度化したことになろう。この三つの傾向によって、大学をして決官官僚養成機関としたのである。何れにしても、明治三十年京都帝大、特の内で学術技芸の教育と学問研究を大学の目的としているということで教能を国家目的に従属させると共に「官許の学」を以て学とするというの機能を国家目的に従属させると共に「官許の学」を以て学とするというの機能を国家目的に従属させると共に「官許の学」を以て学とするという

制外に放置されている庶民を含めての「専門ノ独立ハ共ニ国家ノ独立ヲ期 民 ない。「其裏面ニハ二種ノ意」を含んでいたのである。すなわち「其一ハ宗 度ノモノ」であったが、そのような意味での学校設立は表面の目的でし る。 就テ其原理ヲ探リ其原則ヲ定ムルノ学問」ではあるが、「当今哲学 ヲ 専修 教ヲ振起スルコト、 きぬところにある。それ故、「世ノ大学ノ課程ヲ経過スルノ余資ナキ者、並 力ニ乏キ者、洋語ニ通ゼズシテ原書ヲ解セザル者」は哲学を窺うこともで スルヲ得ルハ、独リ帝国大学ニ限リ、世間復タ之ヲ教ユルノ学校アルヲ聞 ニ原書ニ通ズルノ優暇ナキ者ノ為メニ哲学ノ階梯ヲ設ケ」るというのであ カ」ぬところである。それ故、「晩学ニシテ速成ヲ求ムル者、貧困ニシテ資 このような状況の下で、井上円了は明治二十年に哲学館を開設する。 「哲学館設立旨趣書」(明治二十年六月)によれば、「哲学ハ百般事物ニ 哲学を象徴とする高等教育への道を閉ざされた庶民、何れにしても体 それは排仏毀釈によって切り捨てられた仏教をいまなお信仰とする庶 しかし、 それは「帝国大学文科大学ノ速成科若クハ別科ニ当ルベキ程 其二ハ哲学ノ必要ヲ世人ニ示スコト」にあったのであ(%) そ カゝ

専門科まで開設するようになって来た」とき、円了は哲学の通俗化という(ヨ) 度」を設け地方青年の教化をも行なった。そのために円了自身も哲学者と(30) 邦ノ諸高等学校ノ西洋主義ヲ取レルニ反対」してのことである。(38) 広ク文学、史学、哲学ヲ教授スルニアルモ、就中教育家、宗教家ノ二者ヲ 目的は達したとして、 の勢に誘はれ風潮に動かされ、自然に高尚に傾くようになりて、遂に大学 は哲学を世間に普及するにありて、最初は飽くまで通俗本位なりしも、 へと進むのである。しかしこの仕事の中心にある哲学館も「其創設の主旨 してよりは啓蒙家の色あいが濃くなり、専ら哲学の通俗化、哲学の実行化 の普及としては、 お傭い外国人教授の故もあって教授上、日本語すら用いなかった「当時我 方ハ仏教主義ヲ取ルコト」とするといわれる。この場合の日本主義とは、 養成スル」にあり、「其方針トスル所ハ教育ノ方ハ日本主義ヲ取リ、宗教ノ のの養成が必要である。すなわち哲学館の目的は「文科大学ノ速成ヲ期シ スルコト」を意味している。 そのためには、 これらの 庶民啓蒙に 当るも 翌明治二一年以来現今の通信教育制度にある「館外生制 大学を解散、辞任して「修身教会」に活動の場を移 また知識 時

学の経営よりは「修身教会」を通しての地域活動にあったといえる。それ知らしめんとするにありて、其目的は今日既に達し得たりと思へば、学校知らしめんとするにありて、其目的は今日既に達し得たりと思へば、学校知能を解散して、講習会組織に変成するに如かずと考え、其内意を二三の人に謀りたることありしも、誰も之に同意するものなければ、自ら継続の人に哲学の任当と、其内意を二三のはむを得ざるものと決心し」たことにある。これによると円了の本意は大学の経営よりは「修身教会」を通しての地域活動にあったといえる。それ

そうとするのである。

全国巡講に出かけていることからも明らかである。病中と雖も従前の如く、力を尽さんと欲するなり」と述べ、従来のように病中と雖も従前の如く、力を尽さんと欲するなり」と述べ、従来のようには病気を理由に大学を辞任したにも拘らず「修身教会の拡張に就きては、

0

門治二三年→三八年は哲学館拡張のためであり、明治三九→大正八年(没明治二三年→三八年は哲学館拡張のためであり、明治三九→大正八年(没年)の間は修身教会普及のためというように二分されるが、その巡講の内年)の間は修身教会普及のためというように二分されるが、その巡講の内年)の間は修身教会普及のためというように二分されるが、その巡講の内容、方法には変化はない。当初、巡講の記録、日記等は「修身教会雑誌」に発表されていたが、明治四一年以来、その巡講の記録が一括されて、『南船北馬集』として編まれ、大正八年初めまで、十六集を数えている。それによると巡講は、各地方の寺社、名望家、卒業生宅を拠点にして、一、二日毎に移動し、寺社、学校を会場に、村民、生徒、婦人会等の各種団体に対して講演を行なっている。一日二回行なうことも多かった。またる地に設立された修身教会に出席して祝辞を述べることも多かった。講演題目は「詔勅修身、哲学宗教、実業、妖怪迷信、教育、雑題」に大別される。

高、満州で行なった講演記録であるとともに、巡講途上で見聞したもの島、満州で行なった講演記録であるとともに、巡講途上で見聞したもの島、満州で行なった講演記録であるとともに、巡講途上で見聞したものとなっている。その内容と円了の苦労とを知るために、その一日を紹介すとなっている。その内容と円了の苦労とを知るために、その一日を紹介する。

円了巡講表

巡講年月日(明治)	巡 講 方 面	府県	市	郡	町村	箇所	席	日数
23, 11, 3~ 12, 15	静岡, 愛知, 岐阜, 滋賀, 三重	5	6		21			(43
l. 1,31~ 4. 1	∫静岡,滋賀,和歌山,徳島,高知,	7	6		23			(30
5.11~ 6.19	\ 愛媛,香川 京都,兵庫,鳥取,島根	4	2		24			(40
1.21~ 3. 6	山形,青森,秋田,岩手	4	2		23			(45
7.17~ 9. 6	(無記)	4	5		30			(47
12.21~26. 2.28	ʃ山口,福岡,熊本,長崎,佐賀,	7	6		11			(70
. 4. 5~ 4. 9	【宮城,大分 群馬	1			5			(:
4. 20~ 6. 2	新潟	1	1		33			(4
7.19~ 9. 4	北海道,福島,宮城	3	1	3区	15			(4
-	長野	1	1		35			(58
9. 3.24~ 5.10		-	1		3			(16
0. 7.23~ 8. 7	佐渡	2						(1)
1 (秋)	宮城,茨城		,		15			(1)
2. 7月中10日間	長野	1	1		44			(10
7.20~ 9. 2	新潟	1			45			(4:
v 11. 7 ~ 12. 9	静岡伊豆	1			25			(3:
,(不詳)	埼玉, 千葉, 栃木	3	1		9			
3 (春)	新潟	1			39			
3. 7.18~ 9. 2	石川県能登	-1			43			(4
ν (秋)	長野	1			12			
v 11.17~ 12.31	和歌山,奈良	2			28			(4
4. 2.18~ 3.20	志摩, 伊勢, 和歌山	3			24			(3
34(夏)	富山			2	60			(6
35. 2.18~ 3.27	兵庫	2	1		41			(3
5 (春)	石川	1	1		34			
ν 5.	(無記)	4			22			
, 5. √ 7.23 ~ 8.7	福井	1			40			(1
	山梨	1			14		-	(1
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2	1		3			(
7・8月	群馬(桐生),茨城(結城,北条)	5	2		10			(4
8. 7.24~ 9. 4	静岡,山口,佐賀,長崎,茨城 東京,群馬,栃木,千葉,神奈川,	1, 5	4					(*
(年不詳)		1, 5	*		28		2	
39. 4. 2~ 4. 3	神奈川(秦野町)	1 0			1 37	53	102	5
" 4. 4~ 5.23	大和, 吉野, 京都, 宇治	$\begin{vmatrix} 1, & 2 \\ & 2 \end{vmatrix}$			4	55	102	(1
" 6.13~ 6.26 " 7. 8~ 8.16	析木(足尾),新潟(長岡) 香川,長崎	$\frac{2}{2}$	2	7	28	38	87	(4
7. 8~ 8. 10 7 8. 18~ 8. 25	長崎で仏教講義 夜公開演説				20			
% 8.25~ 10.27	長崎 壱岐	1	2	1島	29	46	116	6
10.28~ 11.28	朝鮮,満洲	_	_	7郡	7	14	18	2
10. 1.27~ 2.15	沖縄,鹿児島	1		2区 2郡	10	12	21	(2
" 2.18 ~ 3.23	鹿児島	1	1	10	34	51	80	(3
<i>y</i> 3.23 ∼ 5.6	宮崎	1		8	37	59	98	4
" 5. 7 ~ 6.24	大分	1		9	36	48	100	4
<i>"</i> 7.21 ~ 11.12	北海道南西部、東南部・中央樺太			37	63	123	216	13
〃 (不詳)	沖縄(第16集の追加分)					12	21	-
41. 1.29~ 2.19	福岡			9	20	28	52	(2
2.20~ 3.11	大分			4	19	22	43	(2
<i>"</i> 3.12 ∼ 6.8	熊本 福岡(博多)	1	1 1	12	87	106 8	202	8!
		1	1 1	1	1	0	10	1 (
 " 6. 9~ 6.13 " 6.16~ 6.22 	日光,会津	ŀ	-	_	_	İ		(

巡講年月日 (明治)	巡講方面	府県	市	郡	町村	箇所	席	日数
41. 8.12~ 11. 3	福岡		4	10	74	95	185	(84)
	その帰途,播州明石町			1	1	3	5	(1)
	〃 京都伏見町			1	1	1	1	(1)
(明治41年総計)		(8)	6	46	236	315	586	(269)
42. 1.29~ 2. 4	兵庫	1	1	2	4	8	17	6
" 2. 5~ 4.13	愛媛,島根	1	1	12	66	83	146	69
" 6. 3 · 4	島根(隠岐島)			1島1郡	2	2	4	2
" 4.14~ 8. 1	鳥取西伯郡(途中一時帰京)		1		78	95	185	88
" 11.11~ 11.25	清水町,大島			1島1郡	5	5	11	9
// 12.24	埼玉熊谷				1	1	1	1
(明治42年総計)		(6)	3	2島28	(156)	194	364	175
43年統計(第5篇所収	東京近県			2	2	2	2	2
11.21~ 12.5	八丈島,父島,母島,小笠原			3島	7	8	12	(15)
2.12~ 3.14	千葉			6	28	32	60	31
3.20 ~ 5.15	鳥取, 三重		1	6	36	45	86	42
~ 5.26	同上往復諸県		3	12	2 0	29	50	25
6.30~ 8. 2	長野南部(信州)			4	34	40	79	33
8. 2~ 8.22	富山(発発)			3	12	16	38	17
8.26~ 10.17	【富山(越中一部) 岐阜,富山(美濃東部,越中,飛弾)		. 1	9	1 46	3 53	3 106	2
10.22~ 10.30	福島,兵庫一部		1	5	40 11	16	27	67
(明治43年総計)			6	3島47	197	244	463	(234)
	A Table			1		<u> </u>	 	(234)
44. 1. 7~ 2.21 ~ 2.26	台湾			9庁	27	33	57	(41)
45. 1月~7月	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	2	1	_	1	3	1	(24)
" 7.30 ~ 10.22	埼玉		2	5	5	11	12 56	(34)
デール、30-10、22 で正1、10、31~ 11、18	兵庫(武庫郡), 但馬	1	,	5	27	28	39	26
// 11.22~ 12.14	福島東部(浜通り)		1	5	16	21		18
" 12.15~ 12.27	淡路島			4	22	31	59	1
	(火) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大			2	13	13	26	12
(大正元年総計)			3	21	83	104	192	(153)
2. 1. 4~ 1.28	埼玉			6	25	25	5 0	24
" 1.29~ 2.29	徳島		1	9	10	14	25	31
// 3. 1∼ 3.13	兵庫			6	13	14	27	13
" 3.14 ~ 5.18	広島	-	1	8	53	58	115	} 56
	帰路, 能登		1		1	4	6) 00
<i>"</i> 6.24∼ 9. 1) 広島		1	8	59	65	125	63
	静岡(浜松)		1	1	1	4		2
	」下関市		1	1	1	5	10	5
2. 9. 9~ 10.28	】 [[]			6	48	61	118	46
	大阪		1	1	3	7	10	4
" 11.16~ 12.29	山口			7	46	53	99	42
(大正2年総計)			7	51	26 0	310	589	286
3. 2. 5~ 3.19	ʃ神奈川(足柄郡)			1	1	1	1	(1)
	滋賀			9	62	73	134	(52)
<i>"</i> 4. 1∼ 4.22	三河西部, 播磨東部			35	11	16	27	(22)
	佐渡, 長岡, 中頸城		,	2	14	22	30	(14)
<i>"</i> 6.12 ∼ 6.25	在 仮, 艾 岡, 	1	1	4	14	22	00 1	(/
" 6.12~ 6.25" 6.30~ 8.12	愛知		1	7	40	50	93	44

[以上の表は『南船北馬集』各編によって作成したのであり、日数のうち、括孤つきは 筆者が算定したものである。]

小湊に至る時、烈風暴雨、 「(明治四三年二月)二十六日風、朝太海を発し、 天為に暗し、日蓮大十霊蹟の一たる誕生寺に詣 鴨川、 天津両町を経て

漁屋連軒路一条、 満天風雨巻寒潮 するも、

一人の参拝者を見ず

入門独詣誕生寺、 妙法無声春寂寥

を得たるは、天祐にあらずして何ぞや 旋風人車を巻きて岩壁に衝突せしむ、身転し車破れたるも、幸に無事なる 入ること約半里にして、其名も高き「おせんころがし」の険に至る、時に からず、是れ東海の親知らずと謂ふべし、房総の国境を越え、夷隅郡内に 是より断崖千尋の桟道にかかる、暴風墜石と戦うて進む、其危険言ふべ

暁天帯雨暗雲烟、 狂浪怒号一路伝

行到断崖風益激、 阿仙転処我車顚

名にしおふ阿仙の険も今よりは、円了転と人やいふらん、

程八里余なり、北条町以後は郡書記島田源太氏各所に同伴せられたり、」。(ヨ) に天漸く晴る、更に腕車を雇ふて勝浦町に入り、勝浦館に投宿す、此日行 り其名起れりといふ、是より全身大雨に浸され、徒歩して興津に至る、時 昔時「おせん」と名くる婦人、風の為に海中に吹き落されて即死せるよ

以前は、 講演回数 以上のような日記文の他に、円了は、各年度の巡講旅行の町村、会場、 「円了巡講表」とでもいうべきものである。 単なるメモ的な箇所もある。それらを網羅して作成したのが前掲 (席)、聴衆数、総旅行日数を記るしている。『南船北馬集』発刊

0)

時には九州巡講から帰京しても、帰宅することなくその足で東北巡講に

以外の何ものでもないと思われる(引用文献は常用漢字に改めてある)。 の仏教の振起であり、体制に見捨てられた庶民の道徳恢復を通しての啓蒙 の情熱、執念は何であり、何によったのであろうか。それは排仏毀釈以来 出かけるような巡講を行ない、時には年間二八○余日も旅暮しをした円了

- (1) 円了は当初仏教の振興を僧侶に求め、 彼らの 覚醒を呼びかけていた(『真 号数からすれば13号が欠けている。しかし、各号の刊行月日と12号の通しペー ジ(明治三八年一月十一日刊本文二八頁、広告四頁)の終りと14号の通しペー すれば、ますます地方に傾斜し、大学経営からも手を引くのである。 それは仏教が単に僧侶のみの問題ではなく、国民一般の問題という意味におい 明治二十年)として僧侶を捨て広く国民に呼びかけるという路線変更をした。 理金針』明治十九年)が、「当時の僧侶と共に謀るの意なし」(『仏教活論序論 民之友』三号三五頁)と評するところであるが、円了の方向は、この意味から 求メラル、某心情実ニ憐ムニ堪タリ」(「井上円了氏ノ仏教活論序論ヲ読ム」『国 は、当時の評論家高橋五郎が「而して其同志ヲ地方ニ尋ネ、援助ヲ学者社会ニ てであり、その一つの仕事として哲学館を創立した。この路線の変更について
- 3 (2)「修身教会雑誌」は現在迄に発見されているのは 36号までであるが、その とで誤って刊行されたものと思われ、実数は35号で終っていることになる。 ジの始り同二月十一日刊、三三頁)があっているので、雑誌号数は何らかのこ 「二十三年間の暗黒時代の話」『修身教会雑誌』35号三六四頁
- 4 「修身教会設立に就きて⑴」同前書1号四頁。
- 5 註(3)参照
- $\widehat{7}$ $\widehat{6}$ 註(3)参照 註4)参照
- 8 同前参照
- 9 註(4)参照
- 第6号三五三頁。
- îì 『勅語略解』(明治三三年、 三育社)、『勅語義解修身歌』(明治四一年、

非

りあげている。 売品)、『勅語玄義』(明治三五年、哲学館)があり、「修身教会雑誌」で屢々と売品)、『勅語玄義』(明治三五年、哲学館)があり、「修身教会雑誌」で屢々と

- (12) 山住正己『教育勅語』朝日選書14、四一頁。
- 13) 第11号(明治三七年十二月)一頁。
- (1) 『修身教会設立旨趣』
- 会の事にふれるところが多い。清韓への呼びかけは以下の通りである。の氏名を34例ほど揚載している。また『南船北馬集』各号にも、各地の修身教予定の応答があったことが『修身教会雑誌』各号に、その設立地名、発起人等での事があったことが『修り教会雑誌』各号に、その設立地名、発起人等である。

遠湖漢訳)。 会雑誌』十号。長きにわたるが、参考の為、全文を揚げる(円了の起草、内田会雑誌』十号。長きにわたるが、参考の為、全文を揚げる(円了の起草、内田「本会設立の旨趣を支那朝鮮に伝へて彼国の人士に入会を勤むる文」『修身教

創設修身教会 仏教会 宗旨

E。徧告三国有心人士。切請贅襄焉。 本会設置之於日本。遂欲広之於清韓両国。某意在于匡正世道人心。兹述其宗

焉」。然又思之。哲学館大学講求実理。末足以挽回東洋国勢之不振也。欲使人必実 践。今也西洋物質的文明。滔滔東漸。而東洋文物。亦将一変。方是時。 二教之所同説。 而仏所謂世間道。即為儒所謂人道。 此豈同帰而殊途者非歟」。 不可離。大学日。欲修其身者。先誠其意。欲誠其意者。先正其心。正心誠意者 我日本之於清韓。不啻同人種文字。彝倫心法。亦末嘗不以仁義忠孝為本。而儒 践彝倫之教。維持東洋之道徳。於是平設修身教会者。而其所践履。則不出於儒 業与年進。迨今兹四月。遂定為大学。儒仏二道。各置専門之班。以益窮其蘊爽 自揣。創立哲学館。大集諸生。研窮儒仏二道。兼修西洋哲学。爾来十有八年矣 的文明者。尤不可不再興之。不然。将有不堪其弊者矣。 円了有見乎此。曩者不 若夫西洋之学。 以格物致知為主。 以開利用厚生之道。 此今 人所謂物質的文明 也」。夫儒道雖博。以修身為本。 仏教雖広。 以治心為主。治心与修身。相須而 而伝之我国者。非印度為支那。何則我所祖述智者大師善導大等師。皆為隋唐之 高僧。蓋二教起干支那。 経三韓。 以流伝於我国。 三国之教。 一其致者。為此 仏二教実為之原焉。夫儒教之起於支那。不待言矣。若乃仏教。雖濫觴於印度。 且西洋文物之致盛者。在於日新。而東洋国勢之不振者。在於因循偷情弗実 東洋之学。 以修身治心為本。 以成仁義忠孝之俗。 此所謂精神的文明者

> 続入学。以済其美。更約其要如左。 祖。而修身教会所奉以為宗師者也。顧三国諸君子。素同二教之源流者。仰望陸祖。而修身教会所奉以為宗師者也。顧三国諸君子。素同二教之源流者。仰望陸西洋哲学。故又建哲学堂。以標識之。奉祀孔釈二聖。是為儒仏二道之祖。併祀西洋哲学。故又建哲学堂。以標識之。奉祀孔釈二聖。是為儒仏二道之祖。併祀四洋哲学館大学主講学。修身教会主窮行。其所講行者。均是儒仏二道。而輔之以之哲学館大学主講学。修身教会主窮行。其所講行者。均是儒仏二道之祖。所述

本会以実践儒仏修身治心之道為宗旨。

置凾報本局於哲学館大学。毎月発行雑誌。以備本支教会相通気脈各処分会設立之方。与其章程。随各地情形。不必画一。以任自治

如有人捐助金一円已上者。推為贊成員。酌呈雜誌若干。酌派遣哲学館大学畢業者於支会。演説本会宗旨。以図招徠。

明治三十七年十月

修身教会主唱者兼哲学館大学長

なお、第19号には、清国での賛同者34名の氏名が記載されている。 文学博士 井上円了拝白

(10) 竹越与三郎「新日本史」『明治文学全集77』(『明治史論集 ⑴』)筑摩書房、(16) 竹越与三郎「新日本史」『明治文学全集77』(『明治史論集 ⑴』)筑摩書房、

- (17) 会訳安『新論』岩波文庫三二頁。
- (18)「もしほ草」(慶応四年五月三十日)『明治新聞集成編年史Ⅰ』一三○頁。
- (明5・5・23~7・12)、②東北巡幸(明9・6・2~7・21)、③北陸東海道巡幸(明1・8・30~11・9)、(4中央道巡幸(明13・6・16~7・26)、50年代に集中している。それも自由民権運動の昂揚から激化の時期に集中している。それ以後はもはや一つ一つの村を天皇が親しく歩いて民草にまじかく接いる。それ以後はもはや一つ一つの村を天皇が親しく歩いて民草にまじかく接いる。それ以後はもはや一つ一つの村を天皇が親しく歩いて民草にまじかく接いる。それ以後はもはや一つ一つの村を天皇が親しく歩いて民草にまじかく接いる。それ以後はもはや一つ一つの村を天皇が親しく歩いて民草にまじかく接いる。それ以後はもはや一つ一つの村を天皇が親しく歩いて民草にまじかく接いる。それ以後はもはや一つ一つの村を天皇が親しく歩いて民草にまじかく接いる。それ以後はもはや一つ一つの村を天皇が親しく歩いて民草にまじかく接いる。それ以後はもは前後80回の行幸を行なっているが、特に(1近畿中国九州巡幸)は、明治天皇は前後80回の行幸を行なっているが、特に(1近畿中国九州巡幸)は、10年に
- (2) 中央文庫版井上清『日本の歴史』20、一一八頁。
- (21) 〃 色川大吉『日本の歴史』21、六九頁。
- 同前書七九頁。

井上円了の足跡

- (3) 国会期成同盟合議書の第四条「来会には各組憲法見込案を持参研究すべ
- し」とある(吉野作造閥『明治政史上編』日本評論社三三七頁参照)。
- 24)『日本の歴史』21、二五八頁以下。
- (25) 竹越与三郎『新日本史』八〇頁。
- (26) 吉野作造閲『明治政史上編』五三四頁。
- (27) 仲新監修「大学の歴史」(『学校の歴史』第四巻)第一法規、昭和五四年、

参照。

- (2) 并上円了『『宗教教育関係論』明治二六年。(2) 「哲学館移転旨趣演説」明治二二年十一月、『東洋大学五十年史』三○頁。
- 録」の八種がある。 録」の八種がある。 録」と改題)、「妖怪学講義録」、「尋常中学講義録」、「仏教専修科講義録」、「漢録」と改題)、「妖怪学講義録」、「尋常中学講義録」、「仏教専修科講義録」、「漢
- 日。 「大月六日「東洋大学」と改称した。「修身教会」の設立は 明治三七年二月十一六月六日「東洋大学」と改称した。「哲学館大学」と改称し、さらに明治三九年(3)『学祖井上円了先生略伝・語録』京北学園、昭和二二年、 二一頁。 哲学館
- (32) 「退隠の理由」『修身教会雑誌』26号二二一頁。
- 3) 「修身教会賛成諸君に告ぐ」同前誌二二五頁。
- 十二日からの千葉県安房上総二州紀行の一日。34)『南船北馬集』第五編、明治四三年十二月二十日刊 六頁。 明治四三年二月



